

多世帯同居・近居促進事業補助金

一律
30万円

家族が近くに暮らし、互いに助け合いながら、安心して子育てや老後の生活を過ごせることを目的とした補助金です。

《補助対象者》

同居

新たに多世帯同居をする世帯が対象です。

《補助対象者》

多世帯同居をするために新築住宅を建設または購入する人



(対象住宅)



+ 直系親族

- ・別居していた直系親族の世帯が同居すること。
(直系卑属の単独世帯は数に含みません)
- ・同居する直前に連続して3年以上別居していたこと。

近居

あわら市内で多世帯近居をする世帯が対象です。

《補助対象者》

近居新築住宅を建設または購入する

〔若者世帯*
子育て世帯〕



(対象住宅)

※市内であれば近居の距離は問いません。

親または祖父母
(直系尊属)



(既存住宅)

*若者世帯 世帯全員が45歳未満

【共通】・交付を受けた日から10年以上同居または近居する旨の誓約をした人であること。

- ・令和3年4月1日以降に契約された新築住宅であること。
- ・床面積の1/2以上が居住の用に供されていること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・過去にこの補助金を受けた人でないこと。
- ・新築住宅に居住することにより市内の既存住宅が空き家となる場合は、解体または利活用すること。

※建売住宅の場合、
完成から1年未満が対象です。

手続きの流れ

申請者が行う部分

住宅の引渡し

※引渡しから6ヶ月以内

交付申請書の提出

審査・交付額の確定

請求書の提出

補助金の交付

[交付申請時に必要な書類]

- ・概要書(様式第2号)
- ・同居(近居)する者の関係性を示す書類(戸籍謄本等)
- ・同居(近居)する者の全員の住民票の写し
- ・誓約書兼同意書(様式第3号)
- ・工事請負契約書または売買契約書の写し
- ・支払い証拠書類の写し
- ・検査済証の写し
- ・住宅の写真
- ・図面(付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、立面図等)

お問合せ あわら市 市民協働課

TEL: 0776-73-8003(直通) FAX: 0776-73-1350

メール: ijyu@city.awara.lg.jp